日 調 連 発 第 ６ ２ 号
平成２４年６月１８日

各土地家屋調査士会長　　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う不動産登記における添付情報の取扱いについて（通知）

法務省民事局民事第二課補佐官から別添のとおり、法務局民事行政部首席登記官（不動産登記担当）及び地方法務局首席登記官（法人登記担当を除く）あて標記文書が発せられましたので、参考のため通知します。

概略は下記のとおりです。

記

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う不動産登記における添付情報の取扱いについて

１　申請人等が中長期在留者又は特別永住者である場合にあっては、住民票の写しの提供を求めるものとする。

２　申請人等が中長期在留者又は特別永住者以外の外国人である場合にあっては、当該外国人の本国の政府機関等が発行した当該本国における住所の証明書、日本における当該外国人の本国の在外公館が発行した日本の住所の記載がある在留証明書等の提供を求めるものとする。

機密性２　完全性２　可用性２

事　務　連　絡
平成２４年６月６日

法務局民事行政部首席登記官（不動産登記担当）　殿
地方法務局首席登記官（法人登記担当を除く。）　殿

法務省民事局民事第二課　江口補佐官

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う不動産登記における添付情報の取扱いについて

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成２１年法律第７９号。以下「入管法改正法」という。）及び住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成２１年法律第７７号。以下「住基法改正法」という。）の一部が本年７月９日から施行されることに伴い，従来の外国人登録証明書及び外国人登録原票に代わるものとして，中長期在留者（入管法改正法による改正後の出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）第１９条の３に規定する中長期在留者をいう。以下同じ。）に対しては在留カードが，特別永住者（入管法改正法による改正後の日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号）に定める特別永住者をいう。以下同じ。）に対しては特別永住者証明書が，それぞれ交付されることとなりました。

また，住基法改正法による改正後の住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）の規定により，中長期在留者及び特別永住者を含む一定の在留資格等を有する外国人住民については，住民票が作成され，その写しが交付されることとされました。

これらの法改正に伴い，表題部所有者の氏名又は住所についての変更の登記の申請をする場合において申請情報と併せて登記所に提供すべき添付情報となる表題部所有者の氏名又は住所についての変更があったことを証する公務員が職務上作成した情報等，不

機密性2　完全性2　可用性2

動産登記の申請等において添付情報となる外国人の氏名又は住所について変更等があったことを証する公務員が職務上作成した情報（不動産登記法（平成１６年法律第１２３号）第２６条，不動産登記令（平成１６年政令第３７９号）第７条第６号，別表の１２の項等）の取扱いについては，下記のとおりとなりますので，貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

記

１　申請人等が中長期在留者又は特別永住者である場合にあっては，住民票の写しの提供を求めるものとする。

なお，当然のことながら，当該申請人等が住民票の写しに代えて住民票コードを提供したときその他住所を証する情報の提供を要しないとされている場合（不動産登記令第９条，不動産登記規則（平成１７年法務省令第１８号）第３６条第４項，第４４条第１項）には，住民票の写しの提供を求めることを要しない。

２　申請人等が中長期在留者又は特別永住者以外の外国人である場合にあっては，当該外国人の本国の政府機関等が発行した当該本国における住所の証明書，日本における当該外国人の本国の在外公館が発行した日本の住所の記載がある在留証明書等の提供を求めるものとする。

なお，当該申請人等が保有する外国人登録証明書については，入管法改正法の施行日（本年７月９日）をもって外国人登録法が廃止されることに伴い，その法律上の根拠を失い，入管法改正法施行日から３月以内に法務大臣に対して返納しなければならないとされているため（入管法改正法附則第３４条），その提供があった場合でも，当該外国人の氏名又は住所について証する公務員が職務上作成した情報の提供があったものとして取り扱うことはできない。